



江戸川区議会議員

きむらながと

木村長人

区議会レポート

無所属

第9号

発行・連絡先 / 木村長人事務所

〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202

TEL/FAX 03-5675-5690

E-mail knagato@muji.biglobe.ne.jpURL <http://www5f.biglobe.ne.jp/~knagato-gikai/>

1 年を振り返って

昨年4月の区議会議員選挙にて、皆様からの多大なご支援をいただく中で、辛勝という形ながらも、当選を果たすことができました。あらためて御礼申し上げます。

早いもので、あれから1年がたとうとしています。

私にとっての2期目の議員活動は一人会派（会派名は「無所属クラブ」）でのスタートとなりました。当初、一人会派での議会活動にはいろいろ不便があるかなと少々危惧をしていたのですが、実際にこの1年を振り返ってみると、予想したような不自由さを感じることはほとんどなく、議会活動に専念することができました。本会議での一般質問も毎回10分の時間が認められていますし、常任委員会や特別委員会への所属ももちろん平等に行なわれております。実際、今年度は建設委員会（常任委員会）と交通対策特別委員会（特別委員会）とに入っております。唯一、議会の進め方を話し合う議会運営委員会での発言が保障されておりませんが、この委員会は議会のおよそ三分の一の議員によって構成され、大きな会派でも代表の委員を1人～数人選び出しているというしくみが持たれているものです。

与党側から行政府（内閣）が構成され、与野党対決という構図の下で動く国会とは少し様子が異なり、区のような自治体の政治の場は、＜区長を頂点とした行政府＞と＜議会＞との緊張関係という、むしろ大統領制に近い政治構造をしています。ですから、任意の与野党の態度表明（親区長か、反区長か、それとも是非々々派か）はありますが、私たち議員にとってまず議論すべき相手は常に、区長をはじめとした行政の執行部です。地方議会では、よほどの嫌われ者（？）ででもないかぎり、一人会派だからといって露骨に不利な扱いを受けることはなさそうです。（少なくとも今は、ではありませんが。）

いずれにしても、昨春の区議会議員選挙にて公約として掲げた政策への取り組みはもちろんのこと、今後も江戸川区の声、地域の声に耳を傾けながら、区議会議員としての活動を精一杯続けてまいりたいと思います。地域の政治に携わる私としては、今は変に政党政治の論理に縛られるよりも、

まずはフリーハンドの立場で地域の問題、住民の暮らしをよくすること、そういった日常の課題に取り組んでいきたいと考えています。

議会予算の削減

2003年（平成15年）の第一回区議会定例会において、「江戸川区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、月割りで支給されてきた議員の報酬が日割り計算での支給に変わったという話は、前回の区議会レポートの中で報告しました。こうした議会改革は、議会運営検討小委員会を中心に、今も進行中です。少しずつではありますが、議会予算の削減が次年度も実現することとなりました。その概要をご報告いたします。

2004年（平成16年）4月から実施される議会改革において一番大きな事柄は、費用弁償の金額が6000円から3000円に減額されることです。「費用弁償」とはやや聞きなれない言葉ですが、分かりやすく言ってしまうと議会における交通費のようなものです。議会での公務出席に応じて、一回につき6000円が支給されているのです。区議会議員は当然みな区内在住です。ですから、区内出勤が基本の区議会議員に対して一回につき6000円の支給というのは、やはり高額だ、ということになるでしょう。従来から「費用弁償に6000円は高すぎるのではないか」という声は身内の議会内からも出ておりました。

もっとも、この「費用弁償」というものに6000円という額が設定されたのには、それなりの歴史的な経緯と事情があるのも事実のようです。古い話なので、私も細かいデータを集めたわけではありません。かつて区議会議員の仕事がまだ無報酬であったころ、議員の手にする唯一の「報酬のようなもの」がこの「費用弁償」であったらしいのです。ボランティアとして議員をしていた時代であれば、なるほど、ある程度の額の費用弁償の保障があるというのは理解するところです。そうでないと、持ち出しばかりで区議会議員なんてやっていられないでしょう。

しかし、いずれにしろ今は時代が変わりました。有給で議員職をあずかる時代です。費用弁償に6000円という状況を温存しては、「もらいすぎ」というそしりを免れないでしょう。今回の3000円への削減にしても、まだ「もらいすぎ」かもしれません。いえ、そう思われる方がまず大半でしょう。

議会の決定事項はどうしても多数決によって決定されます。反対が一人でも多ければ、採択には至りません。これが民主主義のまどろっこしいところです。

しかし、昨春までは反対意見が多くて実現しなかった費用弁償の減額です。不十分ながらも、まずは改革の一步と認めたいと思います。区議会の中にまだ潜んでいる諸矛盾を改めるべく、今後も地道に取り組んでまいります。

なお、2002年（平成14年）の議員定数検討委員会の発足以来（現在は「議会運営検討小委員会」に移行）、行なわれてきた議会改革につきましては、以下のURLにも一連の経過と内容の概要が掲載されております。ご関心おありの方は、どうぞそちらもご参照下さい。

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gikai/gikai8.html>

2003年9月本会議において、私は一般質問を行いました。以下、質問における区長とのやりとりの抄録です

本会議レポート / 2003年9月議会における一般質問

区の情報化推進における個人情報保護制度の充実化とセキュリティ・マネジメント

木村 政府における平成12年のIT戦略本部発足、そして江戸川区における13年の情報化推進本部設置以来、電子政府・電子自治体への移行が急速に進んできた。8月の住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働をはじめ、行政の電子化の流れの中で、我が区においても情報化推進本部を中心に、電子自治体の構築が着実に進められている。実際、江戸川区は、雑誌『日経パソコン』の企画調査「e都市ランキング」において、今年、82点の評価点を獲得し、対象となった全国2640の区市町村の中で23位にランキングされた。同調査は、庁内情報化の整備状況、個人情報保護条例の充実度、セキュリティ対策、といった五つの観点から、「行政の情報化」の進展度を評価したもの。2001年調査時の418位、昨年調査時の287位に比べると、情報化における大きな進展を印象付けるものであり、執行部の努力には素直に敬意を表したい。

今回の調査において、23区中もっとも情報化の進んだ自治体であるという一定の評価を受けたわけだが、同時に、情報化の進展と推進はその目まぐるしい速さゆえ、対応のいかんによって、その評価は一気に乱高下するものでもある。今回の調査においても上位を占めている三鷹市、横須賀市、藤沢市、水沢市、あるいは市川市などのように、電子自治体の議論の中で常に高い評価を受け続ける自治体でありたいものだ。そのためには、情報インフラとしてのハード面の整備はあくまでも基本としておさえ、同時に、個人情報保護制度などの情報化政策やセキュリティ対策をいかに進めていくかという問題が、電子自治体の推進議論における向こう5年間の中心課題になっていくであろう、と私は推測する。

<個人情報保護制度の充実化>

木村 さて、今年5月、国会において、懸案となっていた個人情報保護法、そして、全面改正を受けた行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、ならびに情報公開・個人情報保護審査会設置法があわせて成立した。これによって、とにもかくにも、個人情報保護をめぐる基本的な法整備が緒に付いたと言える。中でも、個人情報保護法は民間部門の個人情報保護のあり方を規定した一般法としての性格のみならず、個人情報なるものの取り扱いを定めた基本法としての性格も併有している、大変重要な法だ。その意味で、一連の保護法制の成立が意義深いものであることは言をまたないわけだが、冷静に見るなら、これによってようやく日本は世界的に大きな影響を与えてきた、個人情報をめぐる国際的三大原則である「OECD8原則」あるいは「EU個人データ保護指令」の水準に近づいただけである、と表現することもできる。その意味において、我が国は個人情報保護の分野において国際標準の仲間入りを果たしたばかりなのだ。また、個人情報保護法の規定自体、個人情報を守るための十分条件の提示ではなく、そのためのミニマム・スタンダードを示しているに過ぎないということを忘れてはならない。

私は昨年の第二回定例会において、江戸川区個人情報保護条例について質問をしたが、国レベルの保護法が成立した今、改めて我が区と同条例について検討することは必要な作業であると考えている。今回は新たな視点も含めて、三点お伺いしたい。

第一に、第4条に記されている民間規制について。そこでは民間事業者に対して「区民の基本的

人権を侵害することのないよう努めなければならない」という漠然とした努力義務がわずかに言及されているのみだ。個人情報保護法の成立によって民間事業者に対する法的規制が明確にうたわれた時代状況に鑑み、現在の努力義務規定だけで果たして民間の個人情報保護は十分なのか。区の実施機関に対する場合と同様、事業者による個人情報の収集・利用に関するもう少し具体的な拘束の仕組みづくりが必要なのではないか。

区長 個人情報保護関連五法が5月に成立し、法整備が一応終わった。それに先行して制定していた江戸川区の個人情報保護条例もこの法律の制定で考え直していかなければならない面がある。目下、作業中である。ただ、まだ政令が出ていないので、詰め切れないという問題がある。

民間事業者に対する規制のあり方をどうするかという点についての法律の規定は抽象的だ。いっぽう、民間事業者のさまざまな問題に対し、自治体が関わるのが当然予想される。それを条例で決めればいいのか、政令でそういったことが示されるのか、確かめなければならない。

国が自治体にはこういうことをお願いしたいといったことを政令で示すのか、条例ではどのように準拠させるのか、などの問題があり、まだペンディングなのだが、早い時期に整備する必要があるとは思っている。

木村 第二に、個人情報処理に係る職員等の責務について。本条例においてはその対象となる行政機関つまり実施機関として、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会を明確に定義している。一方で、第30条に「出資法人等の義務」として、当該法人等は「この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じるよう努めなければならない」という努力義務が記されている。これは、先の事業者に対する規定の場合と同様、個人情報を守る上で十分な規制内容に至っていないという課題を背負っている。また、例えば、区長以外が代表を務める諸審議会などが、「出資法人等」という文言に含まれるのかどうか、条文上、曖昧だ。独立行政法人等個人情報保護法が併せて成立したことを考えると、第30条周辺の規定については、その規制対象者をより広く定義し、また単なる努力義務から責務規定へと厳格化する方向で、条例文の整備を図る必要があるのではないか。

区長 個人情報に関わる諸問題の職員の責務の問題は、出資法人、つまり区民施設公社や環境促進事業団の職員に関することだと考える。個人情報保護関連五法では、独立行政法人に対する法律も独立で作られている。当然、条例の中にもそういう規定を収め込むのがいいと思う。これも後ほどきっちり整備したい。

木村 第三に、本条例に完全に欠けている罰則規定について。総務省の12年のデータによると、全国の個人情報保護条例のうちその条文中に罰則を規定している例は157であり、一年後の13年4月には177へと微増している。保護法制をめぐる罰則規定について国の見解が積極的になされていない当時のデータだが、1年の間に罰則を備える自治体が少しずつ増えたことがわかる。大きな動きが期待されたのは、今年3月、片山前総務大臣が個人情報保護政策の主務大臣として初めて、全国の自治体への保護条例の制定を指導し、その条例中に、当時の行政機関個人情報保護法案の内容を踏まえて「罰則をどうするかも含めて見直していただきたい」と明言し、不正を行なった職員への罰則を盛り込んだ条例の制定またはそうした条例への改正を強く求めたということだ。

国の一連の個人情報保護法には懲役あるいは罰金に関する規定がそれぞれ明記されているが、現在の我が区の条例にはその規定がない。総務大臣より「罰則を盛り込んだ条例」への改正という明確な指導指針が出されたことをも踏まえ、今一度、本条例における罰則規定のあり方についても再

検討をする意味は十分にあると思うが、いかがか。

区長 職員の罰則規定について。法律では民間事業者に対する罰則が法律で用意された。また、行政機関、あるいは独立行政法人についても、それぞれ規定された。だから、区の条例の中に民間事業者の罰則については触れる必要はないと思う。それは法律で定められた。ただし、区の行政機関の職員に対する罰則は当然設ける必要があると思う。これもいずれ整理したい。いま作業中なので、ご理解いただきたい。

<セキュリティ・マネジメント>

木村 次に、インフラ面での情報化推進と個人情報保護にとって、もう一つ欠くことのできないセキュリティ・マネジメントについてお伺いする。



セキュリティ・マネジメントに関しては、12年7月に政府の情報セキュリティ対策推進室が『情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』をまとめ、自治体におけるセキュリティ対策に関する意識の向上とセキュリティ・ポリシーの策定が全国的に広まった。総務省は全国の自治体に対し、セキュリティ・ポリシーの策定期限について、15年7月を努力目標に、15年末を最終目標とし、設定した。

江戸川区では、情報化推進本部による3ヵ年計画である江戸川区情報化推進計画の下で、情報管理安全対策要綱と情報管理安全対策基準とからなる「情報セキュリティポリシー」が14年4月に策定された。しかし、セキュリティ・マネジメントの難しさは、セキュリティ・ポリシーを作成してしまえば終わりというものではなく、変化または進化してくるサイバー攻撃に対処するため、日々その適合性を管理する継続的な取り組みが確保されなければならないという点だ。そのことを受け、ここ二、三年、セキュリティ・マネジメント関連の規格制度やセキュリティ監査制度が整備され始めたのだ。

マネジメント関連の規格においては、2000年に国際標準化規格としてISO17799が整備され、それを受けて我が国では同規格のJIS化が行われ、2002年5月にISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度がスタートした。そして、杉並区はいち早くその規格の認証取得への意思を表明した。規格の認証取得にはそれなりの時間と労力を要する作業がともなうが、その認証取得のための意思表示と努力過程は、議会をも含めた区役所全体のセキュリティに対する意識改革を目指す上ではこの上なく良い環境作りになると思う。ISMS規格の認証取得について、現段階での区長の見解をお聞かせいただきたい。

区長 区の情報化はセキュリティ・マネジメントがしっかりと構築されていないと進めることはできない。実態的には区としてもやっているのご理解いただきたい。継続的にローリングしながら、内容を改めていくことは今もやっている。セキュリティ・マネジメントがなければ情報化は推進できないので、それを前提にしていく。ISMS認証については、そのセキュリティ・マネジメントを形で明示することであるから、大変に意味はあると思う。客観的にみて、取り組んでいるんだなと分かってもらえることであるから、システムに対する信頼性を高め、大いに貢献すると思う。ぜひ検討課題としたいと思う。

2002年12月本会議において、私は一般質問を行いました。以下、質問における区長とのやりとりの抄録です（これは昨年度行なった質問ですが、その内容に「選挙」や「投票」といった文言を含んで

いたため、昨年の区議会議員選挙以前の区議会レポートへの掲載を控えていたものです)

本会議レポート / 2002年12月議会における一般質問

電子投票の導入と諸課題

<電子投票の広がり>

木村 今年六月、岡山県新見（にいみ）市長選挙・市議会議員選挙において、全国初の電子投票が実施された。全国初の試みでもあり、将来普及していくであろう電子投票システムの試金石として、多くの注目を集めた。当日は大きな混乱もなく、投開票作業は効率的に行なわれた。

我が国における電子投票の導入は、今年二月の公職選挙特例法、いわゆる電子投票法の施行によって可能となったもの。同法においては、地方選挙に限って電子投票が導入できるように認められた。新見市での電子投票実施は、電子投票法施行に伴う実施第一号だ。

国際的な趨勢では、電子投票は現在、オランダ、イギリス、アメリカ、といった世界の十二カ国で実際に導入されており、さらに、フランス、オーストラリア、フィリピン、といった四十二カ国で導入の具体的準備が進んでいる。

電子投票制度の導入が世界的に拡大しているのは、そこに相応のメリットがあると評価されているからにほかならない。

電子投票導入による最大のメリットは、開票の迅速化とそれに伴う人件費の削減効果である。

新見市長選・市議選の場合、電子投票分の開票作業はたったの二十五分で終了。そして、各投票所からの記録を集計する作業を経、最終的な確定得票が判明したのは、開票開始からおよそ二時間後。これは、従来の開票作業時間のおよそ半分。

開票の迅速化は同時に、開票作業に伴う人件費の削減という行政コストの節約に直結する。同市の試算では、この電子投票による一回の開票作業によって、約二百万円の人件費の削減になっている。電子投票システムの最先進国であるオランダでも、財政削減の効果をうたう評価の声がある。オランダでは1974年の最初の導入以来、今では、およそ五百ある同国の地方自治体の九割が電子投票を導入済み。オランダの自治体関係者の話によると、投票端末機を四、五回も使用すれば、電子投票機に対する初期投資のものがとれると言う。

人口六十四万人、有権者五十万人を抱える江戸川区においては、来年度の区長選挙・区議会議員選挙の実施に伴って、およそ二億円の経費がかかると予想される。そのうち、四千万円前後が投開票作業に伴う人件費に要されるだろう。こうした経費を考え、電子投票導入についてはどのように思うか。

区長 一般論として、私も電子投票に興味と感心を持っている。木村議員は大変研究しており、いろいろ知識をお持ちだと思う。ただ、電子投票のメリットとそれに要する経費とのバランスの中で考えないといけない。選挙事情は異なるし、外国で実施しているからそれが先進的かどうかは分からない。

木村 外国の制度とは単純に比べられないという指摘はそのとおりだ。しかし、産業の発展はボーダーレス、トランスナショナルであり、情報技術の進展も同じだ。だとすれば、電子投票による基本的メリットは国の文化を超えたところで必ずあるはずだ。



<電子投票のメリットとは>

木村 他のメリットもある。まず、自書式投票からの転換に伴い、これまでともすると判読や解釈の難解であった疑問票や無効票というものが完全に排除される。案分票もなくなる。

また、投票用紙の交付が電子管理となるため、投票用紙の手違い交付、あるいは偽造による不正投票というものも確実に排除できる。

また、電子投票はバリアフリーにも効果を発揮する。電子投票機は、視覚障害者や肢体不自由者の投票にも対応できる。同時に、代理投票による秘密投票の権利の侵害をかなり軽減させることができる。投票データはデジタルデータとしてランダムに記録されるので、投票の秘密性を極めて高いものとしてくれる。

その他にも、投票箱、開票所の設営に係る経費などを確実に削減することができる。これまで、徹夜に近い投開票事務の後で多少なりとも出ていたであろう翌日の窓口サービスへの影響も、電子投票の導入により軽減することができる。

こうした多くのメリットのある電子投票であるが、その導入にはそれなりの初期投資費用がかかる。その初期投資の負担によって、自治体が電子投票を導入することに二の足を踏まないよう、国は補助制度を整備している。総務省では電子投票機の購入費やレンタル費などへの半額補助制度を整えた。

これまで述べてきたような、電子投票導入によるメリットを再検討する中で、区長は電子投票導入の見通しについて、どのように考えるか。

区長 現在、国政選挙では採用できないので、自治体がそれをこなす能力を持たなければならない。できる自治体はやってくれ、ということだと推測する。しかし、今はまだ開発間もないので、相当高価なものにつくと思う。普及するのを待てば、コストは安くなると考えられる。早く導入したらかえって損だとも考えられる。いつ、どのように始めるかは難しい問題。これから調査・研究すべき課題だ。

木村 電子投票のメリットとして、財政効果、投開票作業の迅速化、バリアフリーなどについて挙げた。区長は単価の高い早期導入は損だとおっしゃる。私が電子投票の問題を取り上げているのは、それら欠点にかえられないメリットがあると思うからだ。以前、他会派の同僚議員がこの問題を取り上げたのも、同じ姿勢を持っていたからだと思う。

<電子投票における諸課題>

木村 電子投票の導入においては、もちろん利点ばかりではない。課題も存在する。

端末機におけるハードウェアの問題、投票所と開票所、あるいは集計所との間のオンライン化とセキュリティの問題。そのほか、候補者数がおよそ六十人にもものぼるであろう我が区の区議会議員選挙のような場合には、タッチパネル上の候補者名の表示方法などに工夫が必要だ。表示上の平等性が見やすさとをできるだけ同時に満たす必要がある。

また、制度上の根本的な課題として、電子投票の対象がまだ法的に地方選挙に限定されているため、単純に言えば、四年に一度しか電子投票機を活用する機会がないため、コスト削減の効果が期待ほどに高まらず、導入意欲が抑制されてしまうという問題点が残っている。

電子投票法はまだ成立間もない新法であるが、電子投票の導入による、私たち自治体の行政コスト削減の実効性を速やかに実現させるよう、地方選挙、国政選挙を問わず、電子投票機が活用できるような法制度の整備が必要である。そのためにも、国政選挙においても電子投票を導入できるよ

うに電子投票法の法改正を行うよう、区長会などで積極的に提言されてみてはいかがか。

区長 ご案内のように、選挙管理委員会という行政機関が存在し、選挙の運営に関する事柄は選管の専任事項だ。私がどうあるべきだと発言すると、選挙管理委員会から批判を受ける。もちろん、条例化・予算化する際には、区としても選挙管理委員会との意見調整が必要になってくる。ただ、今この場でどうすべきと私が発現するのは越権行為になりかねないので、差し控えたい。

聞くとところでは、選挙管理委員会もいろいろ研究しているとのこと。しかるべき時期には意見交換をすることになると思う。ここでは、こういう答弁でご勘弁いただきたい。

木村 選挙管理委員会の独立性というのは区長がおっしゃるとおりだ。それ以上は決められまい。

私も電子投票はまだ体験してはいない。しかし、疑似体験はネット上で行える。新見市のホームページでもできるし、また電子投票を普及させている私的団体のホームページ上でも、クリックするだけで実際のものにかかなり近い形で体験できる。

電子投票の最初の導入時には、投開票作業にあたる職員の配置や研修費で費用がかさむかもしれない。しかし、経験した多くの自治体や国の体験談を聞く限り、開票作業の迅速化によって数回で導入費用のもとがとれる効果が出てくるようだ。もう少し長いスパンが必要なのかもしれない。ぜひ積極的に関心を持っていただきたい。

木村長人プロフィール

— 略歴 —

- 1964年（昭和39年）千葉県 生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科哲学専修 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 安田火災海上保険株式会社（現・損保ジャパン）
入社
- 米国下院議員タッカー事務所 インターン
- 衆議院議員田中甲事務所 秘書
- 江戸川区議会議員（現在、二期目）
- 江戸川区スポーツダンス協会 副会長
江戸川トライアスロン連合 副会長

— 議会での役割 —

- 建設委員会 委員
- 交通対策特別委員会 委員

— 趣味 —

- サッカー、ウェイトトレーニング
スポーツ観戦、読書



早稲田大学の仲間と、卒業式にて

— ポスティングを手伝って下さるボランティアスタッフを探しています —

☆この区議会レポートで取り上げる内容については、発行・頒布時期あるいは紙面編集の都合上、時期的に相前後する場合があります。